

REALLY GREAT SITE

# 基礎編 1

## PRACTICE GUIDE

### 1 化粧品を売りたい

化粧品を店頭やネットショップで売るのに免許や許可は必要ありません。  
正規の化粧品を仕入れて販売することに特に条件はありません。

### 2 化粧品として売ることができるものは

正規の「化粧品」はよいのですが、化粧品でない製品を化粧品として販売することは問題で法律的なリスクもあります。友人が趣味で作ったものや外国で買ってきた現地製品をそのまま「化粧品」として売るとはできません。「化粧品」とは薬機法に定める届出をした製品という意味です。

### 3 化粧品を作る許可、売る許可

化粧品を作って市場に出すには都道府県の許可が必要です。「化粧品製造業許可」の事業者が化粧品を作り、それを市場に出すことができるのが「化粧品製造販売業許可」の事業者です。これらの許可事業者が製品、出荷および消費者に責任を負います。「製造業許可」、「製造販売業許可」の両方を取得している事業者もあります。

### 4 発売元とは

化粧品の表示に「発売元」の記載があります。これは販売者が化粧品製造販売業者でなく、製品は許可のある事業者に製造してもらい、みずからは「発売元」となっている例です。化粧品にはこれら三者＝発売元、製造販売元、製造者が関係しています。化粧品を作ることができるのは製造業許可事業者、それを販売する（市場に出す）ことができるのは製造販売業許可事業者、製造販売業事業者から製品の納品を受けて販売するのが発売元の三者です。ですから許可がない事業者でも化粧品を製造して販売することができます。

### 5 化粧品のOEM

化粧品の製造販売には薬機法によりさまざまな規定やガイドラインが定められています。化粧品製造業、化粧品製造販売業の許可事業者はこの薬機法を遵守して化粧品を製造し市場に出しています。化粧品を発売したい事業者は化粧品製造販売業事業者に製造を依頼して発売しますがこのような方法は一般的に化粧品のOEMと言われます。

### 6 化粧品製造販売届出

新たに化粧品を発売するとき化粧品製造販売業者は都道府県に化粧品製造販売届出を提出します。これは化粧品の名称や製造についての概要について専用プログラムで作成された電子データです。提出には特定の方法やルールがありますが、都道府県によって違いがあります。発売元はこの届出には関係していません。



# 基礎編 2

## PRACTICE GUIDE

### 7 名前のルール

化粧品製造販売届出のとき販売名のつけかたにはルールがあります。名前は消費者に誤った情報を与えないよう、消費者の誤解をまねかないよう、製品を安全に使用するため、健康被害をおこなさないようにするために名付け方に注意します。例えば使用している原料の名前をそのまま用いない、英数字が半数を超えない、医薬品と誤解されてはいけないなどのポイントがあります。化粧品の販売名は商品の表示やパッケージにも大きく影響をあたえるのでよく考えて名付けます。

### 8 使える原料、使えないもの

化粧品は安全でなければなりません。そのため使用する原料についても品質基準や使用方法が定められ、使用禁止の素材もあります。化粧品の開発にあたっては原料が使用を許されているか、使用方法に問題はないか事前確認が必要です。これは通常化粧品製造販売業者が確認します。また、原料の配合についても肌に刺激や悪影響をおよぼさないよう配合比率など調整する必要があります。例えば化粧品の香り付けにエッセンシャルオイル（精油）を使用した場合、できるだけ低い配合率（たとえば全体の1%とか、）にします。強く長く香らせたいからといって、身体によくないほどの分量を配合すべきではありません。化粧品に配合してはいけないものには医薬品もあります。化粧品は医薬品ではないので医薬品成分の配合は禁じられます。

### 9 表現のルール

化粧品の販売には広告や宣伝が欠かせませんが表現や使用する文言には注意が必要です。基本は消費者に誤解を招いたり製品にない効果をうたうなどの違反広告をしないということです。このような誤った情報の表示に対しては主に消費者保護関連の違反と同時に薬機法違反の対象として、製品の自主回収につながる可能性や法的リスクがあります。

